

横浜市パートナーシップ宣誓制度について

1 制度の趣旨

「横浜市人権施策基本指針」の理念に基づき、様々な事情によって、婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている方々のために、他自治体で実施されている、パートナーシップ制度を新設するものです。

なお、この制度は、要綱を制定して実施するものであり、民法上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

2 制度の内容

(1) 定義と対象者

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、相互に責任を持って、協力し合うことを約した2人の関係をいいます。

この定義に該当し、様々な理由によって、婚姻の届出をしない2人や性的少数者の2人が対象です。

(2) 対象者の要件

- ① 成年であること
- ② 双方が市民であること。または一方が市民で、他方が市内へ転入予定（3か月以内）であること
- ③ 結婚していないこと
- ④ 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者など）でないこと

(3) 事務の流れ

宣誓を希望する市民は、事前に予約のうえ、市民局人権課の窓口に対象者要件と本人確認に必要な書類（※）を添えて「パートナーシップ宣誓書」を提出します。

<※ 必要書類>

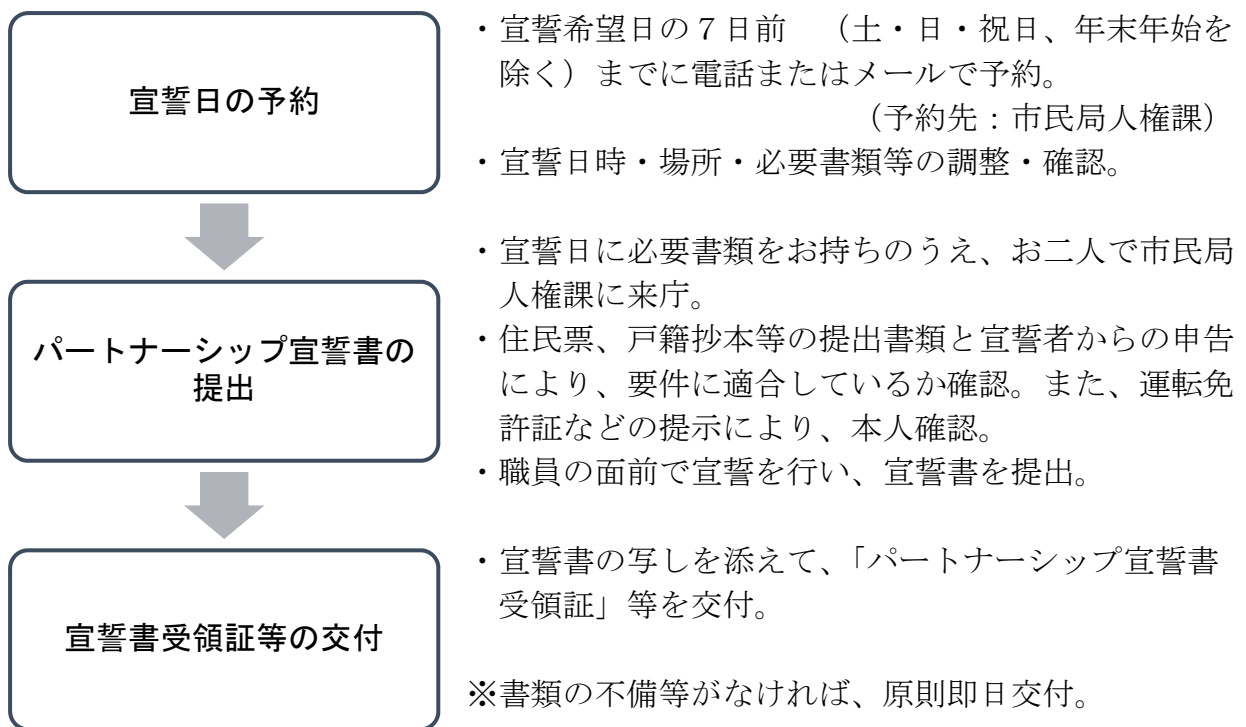
■ 提出書類

- ・住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書
- ・独身であることを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）。外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書等およびその日本語訳

■ 提示書類

- ・本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）


市は、宣誓書を受領し、宣誓を受けたことを証する「パートナーシップ宣誓書受領証」及び希望により携帯用の「受領証明カード」を交付します。



3 備考

- ① パートナーシップを解消したときや市外へ転居したときは、速やかに受領証等を返還してもらいます。
- ② 受領証等を交付後、対象者の要件に反する状態となったとき、虚偽の宣誓を行ったことが判明したときは、さかのぼって無効とします。

【参考1】受領証イメージ（A4）



第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名) _____ 様 _____ 様

(住所) _____

(生年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宣誓日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

横浜市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップの宣誓書を受領しました。

横浜市は、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、ともに生きる社会を目指しています。

今後とも、お二人が互いを人生のパートナーとして、横浜市で自分らしくいきいきと生活されることを応援しています。

横浜市長 林 文子 公印

【参考2】パートナーシップ制度の実施状況（令和元年9月10日現在 全国26都市）

- 指定都市** : 札幌市(H29.6)、福岡市(H30.4)、大阪市(H30.7)、千葉市(H31.1)、熊本市(H31.4)、堺市(H31.4)、北九州市(R1.7)
- 神奈川県内** : 横須賀市(H31.4)、小田原市(H31.4)
- 東京都特別区** : 渋谷区(H27.11)、世田谷区(H27.11)、中野区(H30.8)、豊島区(H31.4)、江戸川区(H31.4)
- 都道府県** : 茨城県(R1.7)
- その他の都市** : 伊賀市(H28.4)、宝塚市(H28.6)、那覇市(H28.7)、大泉町(H31.1)、枚方市(H31.4)、府中市(H31.4)、総社市(H31.4)、鹿沼市(R1.6)、宮崎市(R1.6)、西尾市(R1.9)、長崎市(R1.9)